

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 5 月 10 日から 28 年 10 月 5 日まで
② 昭和 29 年 3 月 2 日から同年 10 月 15 日まで
③ 昭和 29 年 10 月 9 日から 33 年 11 月 23 日まで

60 歳になる少し前に、社会保険事務所で年金額の照会をしたところ、申立期間について脱退手当金が支給されていると言われたが、脱退手当金を受け取っていないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金が支給されたとする額（9,819 円）は、法定支給額（1 万 1,204 円）と 1,385 円相違しているところ、支給対象期間である同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されている申立期間②の被保険者期間を除いて計算すると支給額が一致し、脱退手当金の支給に係る事務処理上、不自然な記録管理となっている。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間①に係る被保険者資格喪失日が昭和 28 年 9 月 21 日と記録されており、オンライン記録及び申立期間①に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載している資格喪失日（同年 10 月 5 日）と異なる上、本来ならば、申立期間③のうち、台帳移管前の 32 年 9 月 30 日までの被保険者資格記録を記載する必要があるが、その事蹟は無いことを踏まえると、申立人の年金記録管理が適正に行われていない可能性がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。